

司法と福祉の特別委員会

ニュースレター

発行：北海道社会福祉士会 司法と福祉の連携特別委員会

Vol. 01

平成27年11月号

みなさま、こんにちは

今年度から新たに創設された、司法と福祉の連携特別委員会です。

本委員会の活動内容を紹介させていただきながら、各地区支部での具体的な取り組み等をこの「通信」にて紹介させていただき、各地区支部での司法と福祉の連携が少しでも強まればと願っております。

会員のみなさまは、この通信をお読みいただき、忌憚のないご意見等いただければ幸いです。

司法と福祉の連携特別委員会の目的

北海道社会福祉士会は、昨年、日本社会福祉士会が実施主体である「司法分野における社会福祉士の関与のあり方に関する連携スキーム検討事業(モデル事業)」に参加・協力するため司法分野との連携特別委員会を設置し、札幌地区(犯罪発生率の高い都市部)における被疑者、被告段階の福祉的支援(いわゆる「入り口」支援)を行う際の司法関係者(弁護士、検察庁等)と社会福祉士の連携のあり方、また「入り口」のみで問題解決に結びつかず「出口」支援のあり方も含めて課題・問題点を一定程度明らかにしました。

本モデル事業は平成2014年度をもって終了となりましたが、高齢者・知的障がい者等に関する「入り口支援」を中心とした事案にかかわる組織間連携のあり方、支援を円滑に行う諸条件整備は、すでに札幌以外の地域においても重要な課題となっていることから、2015年度以降も本特別委員会を引き続き設置しこれらに対応することになりました。

具体的な実施事業

被疑者・被告人等の支援に係る司法分野との連携に関すること全般を行います。

具体的に見ていくと、

- (1) 弁護士から入り口段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- (2) 地方検察庁から入り口段階等での福祉的支援要請があった場合の対応及び仕組みづくりの検討
- (3) 研修会の開催
- (4) 各地区支部における司法分野との連携に関する情報の共有
- (5) その他 となっています。

委員会の最終目的は、各地区支部における「仕組みづくり」となると思いますが、性急に「仕組みづくり」を求めるものではなく、まずは各地区支部間での状況の確認・共有をしたいと思っています。

これまでの取り組みと今後

委員会では9月13日に第一回目の委員会を開催しています。一回目の委員会では、各地区支部選出の委員の自己紹介から各地区支部での司法と福祉の連携について情報交換を行っています。

地区支部によっては、実際に弁護士との連携により更生支援計画を作成している、法廷において証言をしている、実際の職務としてこれらに携わっている等々の情報交換がなされました。

実際に司法と福祉の連携そのものはここ数年の取り組みであり、その活動すべてにおいて暗中模索であると言って過言ではないと思います。ですから、実際に司法と福祉の連携がある、無いという問題ではなく、その必要性を認識するところからの取り組みを行っている状況です。

今後は、12月に二回目の委員会を開催。3月13日には前年度に引き続きセミナーを開催(於:かでの27)する予定です。セミナーの詳細は12月の委員会で決めていきますが、みなさまの参加をお待ちしております。

これまでの実践について：モデル事業の取り組みから

概要 Aさん(40代女性、精神保健福祉手帳3級取得)は、コンビニにおいて商品を万引き。これまでも常習的な窃盗を繰り返し、執行猶予中であった。接見した担当弁護士から、本人の様子から社会福祉士の関与が必要と考え、北海道社会福祉士会へ相談依頼がなされ、連携することとなった。

Aさんに関する情報収集のため、弁護士同席のもと本人と二度の面会、そのほか家族、主治医、関係者等からの聞き取り調査を実施。さらに本人を受け入れ可能な医療・福祉関係機関とも事前に調整し更生支援計画書を作成。裁判所に提出、証人尋問を受けた。結果は実刑判決、矯正施設収監となった。

課題 更生支援計画書は、Aさんが再び犯罪を起こさないための支援方策。そのためにはAさんはなぜ窃盗を繰り返すのかの原因と、それに対応する具体的な支援策の構築が必要です。その上で、本人が今後地域社会で自立した生活ができるよう中・長期的な支援が求められています。

限られた時間での対応であり、必要なサービス(福祉、医療、介護、住居、就労等々)の確保、関わる人材の養成、司法との相互理解と連携など課題は山積しているが、社会福祉士として取組む課題です。

(道央 安田昌彰)

はじまっています！！各地域の取り組み

釧路での勉強会

釧路地区支部では、福祉的支援に関する3士(弁護士、精神保健福祉士、社会福祉士)の連携を考える勉強会をこれまで3回行っております。

お互いの専門的な仕事内容や、役割等を理解していくことで被疑者、被告人段階における司法と福祉の連携のあり方について検討し、一步一步着実に連携に向けて前進していると感じております。

(釧路地区支部 石岡 政)

函館での勉強会

道南地区支部では7月、9月に弁護士さんとの勉強会を重ねています。今のところ弁護士さん、社会福祉士会それぞれ5～6名の参加ですが、将来的には連携の仕組みづくりを目標にして勉強会を重ねております。今後も隔月での開催予定。今月は、下記セミナーで代替えとし、次回は1月に開催予定です。

道南地区支部より 社会福祉士セミナー報告

道南地区支部では、11月15日「司法と福祉 ～道南のいま、これから～」というテーマで社会福祉士セミナーを開催しました。

基調講演には、大阪の田村満子氏(たむらソーシャルネット代表・前日本社会福祉士会副会長)をお招きし「司法と福祉の連携 -各地の現状と展望-」について講演をいただきました。

その後、「道南における現状と今後の目標」というテーマで社会福祉士、精神科病院の社会福祉士(PSW)、刑務所の社会福祉士よりこれまでの実践報告をしました。

日曜日の午前という時間設定にも関わらず5弁護士さんや学生さんまで50名近い参加者を頂き、その関心の高さが伺えました。

基調講演、実践報告ともに質疑、意見交換がたくさん出されことからこのことが伺えます。

と言っても、このセミナーでは、まずは司法と福祉の連携が「ある」という共通認識を持っていただくことが目標でした。参加者のみなさんの反応から、その目標は十分達成できたと自負しています。

第2回 セミナー開催について

日時：平成28年3月13日

場所：かでの2.7

(札幌市中央区北2条西7丁目)

* 詳細は未定ですが、日程のみお知らせします。

今後、年明けのかわら版、HP等で広報いたします。

編集後記・・・

司法と福祉の連携・・・

聞きなれない言葉と感じる方も多いのではないのでしょうか。しかし、確実にそのニーズは高まり、そして広がっていると実感しています。レターを通して、少しでも関心が高まり、実践へとつながればと強く願います。(ゆ)